

ファシリテーター商標登録問題の経緯と結果報告

平成 18 年 9 月 1 日

日本ファシリテーション協会会長 堀公俊

CCB 代表取締役 宮本秀明

ファシリテーター商標登録問題の経緯と結果および今後の取り組みについて、広く関係各位にご報告いたします。

- ・平成 17 年 10 月、宮本秀明氏が代表を務める C C B 社が実施している（しょう）という研修の名称数点を、栗林弁理士に依頼し、商標権の有無を特許庁に確認しました。その結果、同 12 月、宮本氏が栗林弁理士を通して、「ファシリテーター」を始め、数点の登録が未登録であるとの情報を得ました。この時、商標既登録の案件の中に、一般的に使用されていると判断できるものが含まれていました。これを踏まえて、宮本氏は栗林弁理士と相談の上、同業他社への攻撃性よりも自己防衛のため、「ファシリテーター」を含む数点の商標登録を申請しました。
- ・平成 18 年 3 月、日本ファシリテーション協会に所属する会員が、商標登録申請を偶然に発見し、理事にその情報がもたらされました。申請が認められると、セミナー等においてファシリテーター（場合によっては類似表記として、ファシリテーションも）という言葉の使用に制限が出る恐れがあるため、ただちに堀会長を中心に対策チームが編成されました。同時に、同種の問題で経験の深い大阪ボランティア協会の早瀬事務局長と山本弁理士に協力を要請し、合同で対策を検討しました。その結果、既に広く使用されている用語であるため、拒絶される可能性が極めて高いと思われ、審査の経過を見守ることになりました。
- ・同 6 月、ファシリテーターの商標登録が、特許庁の判断により認められました。ただちに日本ファシリテーション協会では、活動体制づくりや証拠集めなど、関連諸団体と連携して異議申立の準備を開始しました。その一方で、堀会長に委嘱し、商標権を放棄するべく、宮本氏との交渉を行うことになり、書簡を作成し送付しました。受け取った宮本氏は、書簡の内容を踏まえ、両者の相違点の確認が必要と判断し、7月下旬に両者で会談を持つことになりました。
- ・会談の結果、ファシリテーションの普及に賛同する宮本氏から「権利放棄」の同意が得られ、もっとも円満な形で、本件が決着を見ることになりました（異議申立を行って争うと相当な時間とコストが発生するところでした）。ただちに宮本氏から商標登録抹消の申請がなされ、8月上旬に手続きが完了しました。
- ・日本ファシリテーション協会及び宮本氏としては、「今後同様な動きはないか」を引き続きウォッチしていき、特許庁にこのような事例が二度と起こらない旨を伝え、ことがあればいつでも関連団体と一緒に迅速に行動に移していく決意です。あわせて「名称とその理念の、より社会的で一般的な普及」「関連団体のネットワークづくり」について、継続した努力を続けていくことを決議し、会員はじめ関係者にご理解とご協力を求めていくこととしました。またそれが、今後同様な動きを封じ込めるための最良の方策であると考え、「ファシリテーションの普及」というミッションに恥じない活動と行

動を続けていきたいと思ます。

なお、本件についてご意見や質問等がありましたが、日本ファシリテーション協会までお問い合わせください。

以上